

平塚市避難行動要支援者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び平塚市避難行動要支援者避難支援指針（以下「指針」という。）の定めるところにより、災害時において支援を必要とする高齢者、障がい者等が、地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げる者（施設等に入所している者を除く。）を言う。

- (1) 75歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- (3) 次の障がい者手帳を所持している者
 - ア 身体障がいの程度が1級又は2級の者
 - イ 知的障がいの程度がA1又はA2の者
 - ウ 精神障がいの程度が1級の者
- (4) 指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）
- (5) 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

2 この要綱において避難支援等関係者とは、前条に定める避難行動要支援者を普段から見守り、災害時においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、市社会福祉協議会をいう。

3 この要綱において避難支援者とは、第1項に定める避難行動要支援者を普段から見守り、災害時においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

4 この要綱において個別計画とは、避難行動要支援者等から得た情報を利用して、災害時において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。

5 この要綱において関係課とは、福祉総務課、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課、災害対策課及びその他避難行動要支援者の支援に必要な課をいう。

(名簿情報提供の同意及び情報の登録)

第3条 避難支援等関係者への名簿情報提供に同意する避難行動要支援者は、平塚市避

難行動要支援者支援制度届出書兼同意書（様式第1号）（以下「届出書兼同意書」という。）を市長に提出するものとする。なお、避難行動要支援者は、避難支援等関係者の記載に当たって、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

- 2 前項の手続きについて、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。
- 3 市長は、民生委員児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。
- 4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続をとることができる。
- 5 前項の確認を終えた避難行動要支援者に係る情報は、これを避難行動要支援者名簿に登載し、避難行動要支援者情報として登録するとともに関係課間で共有する。

（登録内容の変更）

第4条 登録を行った避難行動要支援者は、登録時に自ら提供した情報について変更が生じた場合には、平塚市避難行動要支援者支援制度登録内容変更・抹消届出書（様式第2号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに避難行動要支援者に関する情報を変更する。
- 3 市長は、避難行動要支援者に関する情報に変更があることを知り得た場合で登録者から第1項の規定に基づく変更の届出がなされないときには、職権により避難行動要支援者に関する情報の変更をすることができる。

（登録完了の通知）

第5条 市長は、登録を行った避難行動要支援者について、平塚市避難行動要支援者支援制度登録完了通知書（様式第3号）を送付する。

（登録の取消）

第6条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取り消す。

- (1) 避難行動要支援者が名簿登録の抹消を希望したとき
- (2) 避難行動要支援者が死亡したとき
- (3) 避難行動要支援者が市外に転出したとき
- (4) 避難行動要支援者が入院もしくは入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき
- (5) 避難行動要支援者が第2条の各号いずれにも該当しなくなったとき
- (6) 避難行動要支援者の所在が不明なとき

（避難行動要支援者名簿の作成）

第7条 市長は、地域防災計画及び指針の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(名簿情報の利用及び提供)

第8条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画及び指針の定めるところにより、避難行動要支援者が属する地域の自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、高齢者よろず相談センターその他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する（高齢者よろず相談センターは、名簿情報の対象者を原則65歳以上に限定する）。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(避難行動要支援者避難支援登録台帳の作成及び提供)

第9条 第3条第1項に規定する届出書兼同意書の提出に基づき、個々の避難行動要支援者に対する避難行動要支援者登録台帳（以下「登録台帳」という。）を作成する。

2 登録台帳の原本は市長が保管し、その写しを避難行動要支援者名簿とともに提供する。登録台帳の写しの提供に当たっては、第8条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(受領書の提出)

第10条 第8条第2項若しくは第3項及び第9条第2項の規定により避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを受領した者は、速やかに避難行動要支援者名簿等受領書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(避難支援等関係者等による支援)

第11条 避難支援等関係者等は、受領した避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しの情報を活用して避難行動要支援者に対し次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認及びそれらの活動を行うための個別計画の作成
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談
- (3) その他状況により必要な支援

(秘密保持義務)

第12条 第8条第2項若しくは第3項及び第9条第2項の規定により避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しの提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該避難行動要支援者及び登録台帳の写しの記載された情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しに係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 避難支援等関係者等は、避難支援に必要な範囲を超えて、避難行動要支援者名簿、登録台帳の写し及びこれらに記載された情報を利用してはならない。
- 3 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを紛失しないよう適切に保管するとともに、その内容を支援に関係ない者に知られないよう適切に管理しなければならない。また、避難支援等関係者の任を引き継ぐ場合は、後任者に避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを適切に引き継がなければならない。
- 4 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しに記載された情報のうち、登録の抹消、当該登録者の死亡及び転居その他の理由により、避難支援に利用する必要がなくなった情報を、速やかに市に返却しなければならない。

(市の責務)

第13条 市は、この要綱に基づき実施される避難行動要支援者支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 支援が必要な避難行動要支援者からの登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施する。
- (2) 地域の支援組織づくりに当たっての指導・助言等必要な支援を実施する。
- (3) 市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は気象庁その他の国の機関及び都道府県知事から災害

に関する予報若しくは通知を受けたときは、地域防災計画及び指針の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

(4) 市長は、前項の規定により必要な警報又は通知を伝達するに当たっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

(5) 市長は、法令または防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

(平塚市避難行動要支援者登録制度実施要綱の廃止)

2 平塚市避難行動要支援者登録制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に旧要綱第4条第2項に規定する避難支援等関係者へ提供された名簿情報を活用した旧要綱第9条の規定による避難支援等関係者による支援及び当該名簿情報に関する旧要綱第10条に規定する避難支援等関係者に係る秘密保持義務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

平塚市避難行動要支援者支援制度届出書兼同意書

(提出先) 記入日 西暦 年 月 日
 平塚市長 避難行動要支援者本人 署 名 _____
(代筆の場合のみ) 本人との関係
 代筆者 氏 名 _____ ()
連絡先 _____

私は、「平塚市避難行動要支援者支援制度」の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た以下の事項を市が、市関係課、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、平塚市社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、情報を共有することについて同意します。

本人の 情報	フリガナ			生年 月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	(男・女)			
	住 所	〒 _____ 平塚市		電 話	
	区 分 (当てはまる要件の□に☑印)	<input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし (□要支援1、□要支援2、□要介護1、□要介護2、□要支援・要介護認定は受けていない) <input type="checkbox"/> 要介護認定3以上 (□要介護3、□要介護4、□要介護5) <input type="checkbox"/> 障がい者 (身体1級・身体2級・知的A1・知的A2・精神1級) <input type="checkbox"/> 指定難病医療費支給認定患者 (人工呼吸器装着等日常生活要支援者)、小児慢性特定疾病児童等 (医療的ケアが必要な者) <input type="checkbox"/> 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <small>※長期入院・施設入所等により自宅にいない場合は対象ではありません。</small>			
	家族構成 (本人含む)	昼間:	人	夜間:	人
緊急時の 連絡先	氏 名	本人との続柄		電話番号	
				(自宅・勤務先)	
				(携帯)	
				(自宅・勤務先)	
			(携帯)		

【裏面もご記入ください】

支援が必要となる理由を選んでください。(当てはまる番号に○印)			
1. 一人暮らし等のため、安否の確認に不安がある。			
2. 災害情報等を受け取ることや危険を察知することが難しい。			
3. 避難所等への迅速な移動が、自力又は家族のみでは難しい。			
4. その他 (自由記載) []			
避難時に配慮してほしいこと(特に知っておいてほしいこと)をお書きください。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
避難支援者	氏名	住所	電話番号
		平塚市	
		平塚市	
所属自治会名		担当民生委員児童委員名	

◆登録についての注意◆

- ・書き方については、別紙の参考例を参照してください。
- ・災害発生時等の支援の方法を決めるのは地域であるため、避難支援者を指定しても別の方の支援になる場合もあります。
- ・避難支援者による支援は法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・この制度は、災害発生時等に必ず支援されることを保証するものではありません。
- ・登録完了後、登録完了通知を送付します。
- ・代理の方の申請等により、別の住所に登録完了通知の送付を希望される場合は次の欄に記載をお願いします。

別の登録者とは送付先	送付先氏名	住所	電話番号
	(登録者との関係)		

- ・変更の申し出がない限り継続的に避難支援等関係者に情報提供を行いますが、市が知りうる情報について変更が生じた場合には、職権にて修正させていただきます。なお、修正した情報についても地域に情報提供を行います。
- ・病院への長期入院や施設入所、市外転出、市内転居が判明した場合は、本人からの届け出がなくても、登録を削除・変更します。
- ・その他届け出内容に変更が生じた場合は、別様式の変更届を市に提出してください。

平塚市避難行動要支援者支援制度登録内容変更・抹消届出書

(提出先) _____ 記入日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 平塚市長

避難行動要支援者本人 署 名 _____
 (代筆の場合のみ) _____ 本人との関係 _____
 代筆者 氏 名 _____ (_____)
 連絡先 _____

私は、「平塚市避難行動要支援者支援制度」で登録した情報に
 (変更 (以下に変更内容を記載) ・ 抹消)
 が生じたので以下のとおり届け出ます。

また、私が届け出た以下の事項を市が、市関係課、市消防本部及び市消防団、
 神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よ
 ろず相談センター、平塚市社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わ
 る関係者に対して提供し、情報を共有することについて同意します。

【変更内容】(【本人の情報】を記入の上、変更がある項目を記載してください。)

本人の情報	フリガナ			生年	(西暦)
	氏名	(男・女)		月日	年 月 日
	住所	〒 _____		電話	
		平塚市		FAX	
	区分 (当てはまる要件の□に ☑印)	<input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし (□要支援1、□要支援2、□要 介護1、□要介護2、□要支援・要介護認定は受けていない) <input type="checkbox"/> 要介護認定 (□要介護3、□要介護4、□要介護5) <input type="checkbox"/> 障がい者 (身体1級・身体2級・知的A1・知的A2・精神1級) <input type="checkbox"/> 指定難病医療費支給認定患者 (人工呼吸器装着等日常生活要 支援者)、小児慢性特定疾病児童等 (医療的ケアが必要な者) <input type="checkbox"/> 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援 護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※長期入院・施設入所等により自宅にいない場合は対象ではありません。			
家族構成 (本人含む)	昼間:	人	夜間:	人	
緊急時の連絡先	氏名	本人との続柄		電話番号	
				(自宅・勤務先)	
				(携帯)	
				(自宅・勤務先)	
			(携帯)		

【裏面もご記入ください】

支援が必要となる理由を選んでください。(当てはまる番号に○印)			
1. 一人暮らし等のため、安否の確認に不安がある。			
2. 災害情報等を受け取ることや危険を察知することが難しい。			
3. 避難所等への迅速な移動が、自力又は家族のみでは難しい。			
4. その他 (自由記載) []			
避難時に配慮してほしいこと(特に知っておいてほしいこと)をお書きください。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
避難支援者	氏名	住所	電話番号
		平塚市	
		平塚市	
所属自治会名		担当民生委員児童委員名	

◆登録内容変更についての注意◆

- ・登録内容変更では、登録完了通知は送付しません。
- ・代理の方の申請等により、別の住所に配付物などの送付を希望される場合は次の欄に記載をお願いします。

別の登録者とは送付先	送付先氏名	住所	電話番号
	(登録者との関係)		

行政使用欄

年 月 日

避難行動要支援者支援制度登録完了通知書

（宛先）

《登録者氏名》 様

平塚市長
（公印省略）

あなた様から申請のありました避難行動要支援者情報について、平塚市避難行動要支援者支援制度に基づき、平塚市避難行動要支援者登録台帳に登録いたしましたので、お知らせいたします。

また、登録された情報については、市関係課、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、平塚市社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供いたします（高齢者よろず相談センターは65歳以上の方のみ）。

《所属自治会名》

《担当民生委員児童委員氏名》

《担当高齢者よろず相談センター》（65歳以上の方のみ）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

避難行動要支援者名簿等受領書

（宛先）
平塚市長

住所 _____

氏名 _____

所属 _____

平塚市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者名簿等（自治会及び民生委員児童委員は避難行動要支援者の登録台帳（写）含む）を受領しました。